Report 02

環境省

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催されます

開催期間 2010年10月11日（月・祝）～29日（金）　**開催場所** 会場：名古屋国際会議場（名古屋市熱田区）他

主　催 生物多様性条約事務局（カナダ・モントリオール）　※開催国（日本政府）は議長国として協力

参加者数 約8,000名（各国政府関係者・国連関係者・NGOなど）

COP10での主な議題（想定）

- 2010年目標の達成状況の検証と新たな目標（ポスト2010年目標）の策定について
- 遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する国際的な枠組みの策定について　など

詳しくは〔COP10支援実行委員会ホームページ〕 URL http://www.cop10.jp/aichi-nagoya/index.html

Report 03

経済産業省

再生可能エネルギーの全量買取制度の大枠について

経済産業省は、2009年11月に「再生可能エネルギーの全量買取に関するプロジェクトチーム」を設け、「再生可能エネルギーの全量買取制度」の導入について検討を行ってきました。

今年8月、基本的な考え方を取りまとめた「制度の大枠」が公表されましたので、その資料の一部を示します。同制度は、電気事業者に一定の条件で、再生可能エネルギーの全量を買い取ることを義務づけ、今回の大枠では、新設の設備を対象とすることを基本とし、既存設備においても何らかの措置を講ずるとしています。

制度導入により、再生可能エネルギーの需要の創出が図られますので、廃棄物系バイオマス発電に関係する事業者には大きく影響する制度です。

〔再生可能エネルギー〕非化石エネルギー源であって、永続的に用いることができるものの総称。ここでは、太陽光や風力、水力、地熱、バイオマス等の実用化されているものを対象にしているが、他に研究開発段階のものもある。

制度の大枠

■買取対象について

実用化されている全ての再生可能エネルギーを対象とし、全量を買い取ることを基本とする。

—太陽光発電(発電事業用まで拡大)、風力発電（小型も含む）、中小水力発電（3万kW以下）、地熱発電、バイオマス発電（紙パルプ等他の用途で利用する事業に著しい影響がないもの）。

—住宅等における小規模な太陽光発電等については、省エネインセンティブの向上等の観点から例外的に余剰買取とすることを基本とする。（全量買取との選択制についても今後検討）

新たな導入を促進するため、新設を対象とすることを基本とする。

—既設の設備については価格等に差をつけて買い取る等何らかの措置を講ずる。

■買取価格、買取期間について

買取価格・期間は、下記の太陽光発電等を除いたものについては、以下の観点から15～20円/kWh程度、15～20年程度を基本とし、一律の買取価格・期間とする。

—買取価格は、標準的な再生可能エネルギー設備の導入が経済的に成り立つ水準、かつ、国際的にも遜色ない水準とする。

—買取期間は、設備の減価償却期間等を参考にして設定する。

—エネルギー間の競争による発電コスト低減を促す。

今後価格の低減が期待される太陽光発電等については、価格低減を早期に実現するため当初は高い買取価格を設定し、段階的に引き下げ、買取期間は10年とする。

■費用負担について

本制度により、電力部門のエネルギー自給率の向上とグリーン化が進展することや、買取費用の回収に係る制度を安定的に実施していく観点から、諸外国の例も踏まえ、電気料金に上乗せする方式とすることを基本とする。

買取対象を拡大するに当たって、地域間の負担の公平性を保つため、地域間調整を行うことを基本とする。

全ての需要家が公平に負担する観点から、電気の使用量に応じて負担する方式を基本とする。

■電力系統の安定化対策

系統安定化対策については、電力需要が特に小さい日等に備えて、将来的に、蓄電池の設置や太陽光発電等の出力抑制を行うなど、国民負担を最小化しつつ、再生可能エネルギーの最大限の導入を可能とするような最適な方策を、今後検討していく。

また、将来的な系統安定化に関する技術開発動向や、実際の系統への影響等を見据えつつ、必要に応じて制度の見直しを検討する。

■その他

再生可能エネルギー設備の設置に関し、諸規制の適切な見直しや、公正で透明な電力系統の運用の確保など、その導入のための環境整備も重要である。

再生可能エネルギーの導入量等を注視しながら、3～5年後を目安として、必要に応じて機動的に制度を見直す。